## 傍聴に関する注意事項

次の事項に該当する人は、会議を傍聴できません。

- (1)危険物を持っている者
- (2)酒気を帯びていると認められる者
- (3)張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
- (4)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器等を持っている者
- (5)前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴してください。

- (1)会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2)会議場において発言しないこと。
- (3)みだりに席を離れないこと。
- (4)飲食又は喫煙をしないこと。
- (5)事前に審議会等の長の許可を得ている場合を除き、会議場において撮影、録音 その他これに類する行為をしないこと。
- (6)会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

## その他の注意事項

- (1)傍聴者は、会議の途中、会議の長により非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。
- (2) 傍聴者が会議の長の命令に従わず、会議の公正かつ円滑な進行の妨げとなると 判断される場合は退場していただきます。

事務局 玉野市 水道課